平成２６年（フ）第２６号
北海道旭川市神楽４条９丁目１番７号　セシール神楽マンション201
債務者　佐藤　輝義
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
北海道旭川市東８条１丁目３番21号　イーストハイツ104号室
債務者　小林　　斉
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
北海道足寄郡陸別町字陸別原野東１線330番地
債務者　大山　信雄
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２３３２号
横浜市旭区今宿西町472番地　第一栗原ビル305
債務者　小笠原淳志
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
横浜市中区富士見町１番地３　森ビル302号室
債務者　入野　一弘
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木652番地３
債務者　本川　幸雄
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第４６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1976番地
債務者　大久保清子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３６号
静岡県磐田市一言282番地　エクレール豊田202号、前住所静岡県磐田市国府台25番地の19
債務者　帷子　清一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
静岡県袋井市旭町１丁目10番地の１　ネクシア袋井Ａ101号室、前住所静岡県袋井市葵町３丁目２番地の10　コータス葵201号室
債務者　丸山　忠久
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１０６６号
東京都武蔵野市関前２丁目７－１－102
債務者　中山　　進
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７８号
東京都八王子市南大沢４丁目12－２－304
債務者　永見眞由美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９１号
東京都国立市西１丁目３－５－302
債務者　岡田　敏行
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９２号
東京都江東区冬木４－８、住民票上の住所東京都江東区牡丹３丁目11－１－207
債務者　増本　浩之
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９３号
東京都江東区牡丹３丁目11－１－207
債務者　原　　葉子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１９号
東京都中野区中央３丁目27－18－105
債務者　桶田　康行
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部